



労基署便り 令和2年度 No.8

大河原労働基準監督署



◎ 令和2年労働災害発生状況（1月～10月）

	大河原署管内			宮城局管内		
	R1	R2	前年比	R1	R2	前年比
製造業 計	39 (1)	46 (1)	7	332 (1)	357 (5)	25
食料品製造業	10	11	1	163	145 (2)	-18
機械金属製造業	18 (1)	13 (1)	-5	85 (1)	99 (3)	14
建設業 計	21 (1)	15	-6	267 (6)	228	-39
土木工事業	9 (1)	5	-4	82 (4)	75	-7
建築工事業	11	7	-4	154 (2)	122	-32
その他の建設	1	3	2	31	31	—
運輸交通業 計	7	7	—	296 (2)	256 (1)	-40
陸上貨物運送業	7	9	2	267 (2)	241 (1)	-26
商業	20	21	1	313	290	-23
全産業	129 (2)	128 (3)	-1	1767 (15)	1770 (10)	3

※休業4日以上之死傷労働災害（労働者死傷病報告による）。前年比は死傷者数。（人）

※（ ）は内数で死亡者数 ※機械金属製造業は、鉄鋼業・金属製品・一般機械・電気機械・輸送機械製造業の合計。

年末・年始労働災害防止強化運動に取り組みましょう！

年末・年始は、日照時間が短くなる、視界不良や積雪・凍結が生じる等作業環境が厳しくなることに加え、心理的に慌ただしくなるなどにより、例年、転倒災害、墜落・転落災害、交通労働災害が多く発生することから、宮城労働局では「令和2年度宮城における年末・年始労働災害防止強化運動」を実施しています。健康で労働災害のない明るい年末・年始を迎えられるよう、積極的に同運動に取り組んでください。

1 実施期間

令和2年12月1日～令和3年1月31日

2 実施事項（実施要綱から抜粋）

（1）安全衛生管理体制に関する事項

経営トップによる所信表明、安全衛生パトロール等の実施、安全衛生管理活動の点検、評価、改善等

（2）労働災害防止対策に関する事項

積雪・凍結による転倒災害防止、エイジフレンドリーガイドラインに基づく安全衛生教育の実施と職場環境の改善、各種設備の総点検、作業手順書・マニュアル等の順守徹底等

（3）健康確保対策・働き方改革に関する事項

新型コロナウイルス感染拡大防止対策、時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進、健康診断結果に基づく事後措置の徹底等

（4）その他の事項

「Safe Work ゼロ災 MIYAGI」をスローガンとした労働災害防止活動の推進、ポスターの掲示、安全衛生旗の掲揚等意識を高揚するための各種取組の実施

※ 本運動及び「Safe Work ゼロ災 MIYAGI」の詳細は、宮城労働局のホームページをご覧ください。



転倒災害を防止しましょう！ ～STOP！転倒災害～

転倒災害が発生しやすい時期となりました。チェックリストを活用して職場を点検し、必要な改善を行うことにより、転倒災害を防止しましょう。また、危険場所は根絶するのが原則ですが、それが困難な場合は、ステッカーを掲示する等により危険情報の共有を図ってください。

転倒災害防止のためのチェックシート

チェック項目	<input checked="" type="checkbox"/>
1 通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3 安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4 転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5 作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6 ヒヤリハット情報を利用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7 段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていますか	<input type="checkbox"/>
8 ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9 ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

ステッカー



※ 詳しくは厚生労働省ホームページ「STOP！転倒災害プロジェクト」をご覧ください。

STOP！転倒

検索

12月は「ハラスメント撲滅月間」です！

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、職場のハラスメントをなくし、みんなが気持ち良く働くことができる職場環境をつくる気運を盛り上げるための、集中的な広報・啓発活動を実施しています。大企業では、本年6月からパワーハラスメント防止措置が義務化されています。中小企業では2022年3月まで努力義務ですが、この月間を契機にハラスメント防止対策に積極的に取り組んでください。

1 宮城労働局では「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設します！

①日時 令和2年12月8日（火）、9日（水） 受付10:00～16:30

②場所 ハローワーク仙台3階 会議室（仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル3階）

③内容 労働者及び企業担当者からの相談を専門相談員がお受けします。予約不要。（TEL022-299-8844）

2 広報・啓発活動の一環として、2020年12月9日（水）に、「職場のハラスメント対策シンポジウム」がオンラインで開催されます。専門家の先生や先進的に取り組みを進めている企業の方による、ハラスメント対策のポイントや事例などの紹介が予定されています。実際にハラスメント対策を実践していただく上で、参考になる情報が発信される予定です。



厚生労働省では、ポータルサイト「あかるい職場応援団」において、ハラスメントに関する法令やハラスメント防止に係る教材、企業の取組事例など様々な情報を提供していますので、ぜひご活用ください。

シンポジウムの申込みもサイトで受け付けております。（参加無料）

「あかるい職場応援団」はこちらから。



発行：大河原労働基準監督署（TEL0224-53-2154）柴田郡大河原町字新東 24-25

労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。

労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、

労働保険料・労災保険関係は労災係まで。

宮城労働局メールマガジン登録受付中！！最新の情報をコンパクトに提供しています。

（空メールを右のコード：miyagiroudou@km.moweb.jp へてに送信してください。）

登録はこちらから。

